

6 不許可等について

千葉市高圧ガス保安法施行細則（平成30年千葉市規則第25号）及び千葉市高圧ガス保安法施行細則に関する事務処理規程（平成30年消防局訓令（甲）第9号）文中の「その理由を記した文書」については次ページのとおり。

記載時の注意事項

- （1）宛名欄は、法人等に対して発する場合は、その所在地、名称及び代表者を記載すること。
- （2）理由欄には、根拠法令、条項および理由を明記すること。

第 号

住所
氏名

() 通知書

年 月 日付けで申請のあった()に
ついては、次の理由により()しないものとする。

年 月 日

千葉市長



理 由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。